周南市市民活動グループバンク実施要綱

（設置）

第１条　周南市を中心として活動する市民活動グループの情報を収集し、提供することにより、これから市民活動を始めようと考えている市民等に対して参加のきっかけづくりを行うとともに、市民活動グループの組織強化、グループ間のネットワーク形成を図り、周南市における市民活動を促進することを目的として「周南市市民活動支援センター」内に周南市市民活動グループバンク（以下「グループバンク」という。）を設置する。

（登録）

第２条　市長は、別に定める登録申込書により申出のあったグループで次に掲げる条件を満たすものをグループバンクに登録する。

⑴　営利を目的としないで、自発的、組織的、継続的に行われる活動をしているもの

⑵　不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動をしているもの

⑶　政治、宗教を目的としないで活動をしているもの

２　市長は、登録されたグループ（以下「登録グループ」という。）のグループ名及び活動内容等をホームページ等に掲載するものとする。

（必要経費の負担）

第３条　グループバンク利用に際しての資料代、材料費、交通費その他の必要経費は、利用者が負担するものとする。

（登録の抹消）

第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録グループの登録を抹消するものとする。

⑴　登録グループから辞退の申出があったとき。

⑵　登録グループが第２条第１項各号に掲げる条件に合致しなくなったとき。

⑶　公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

⑷　施設及び設備等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。

⑸　その他市長が登録グループとしての適正に欠けると認めるとき。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成１５年　４月２１日から施行する。

（経過措置）

２　この要項施行の前までに徳山市市民活動グループバンク実施要綱（平成１３年９月１０日施行）の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為とみなす。